

## ドイツ連邦司法・消費者保護省、特許法等改正に関する草案を公表

2020年9月16日

JETRO ティューセルトドルフ事務所

ドイツ連邦司法・消費者保護省は、9月1日、同省のウェブサイトにて、特許法等改正に係る特許法の簡素化・現代化のための法律の草案を公表した。同省では、本年1月14日に、利害関係者からの意見募集をすべく議論のたたき台となる最初の草案（Diskussionsentwurf）を公表し、3月16日までに寄せられた日系企業・業界団体を含む34件のコメント<sup>1</sup>が掲載されていたところ、今回の草案（Referentenentwurf）はそれらを踏まえ修正を行ったものとなる。

最初の草案のポイントは主に以下のとおりであった：

1. 民事裁判所での侵害訴訟と連邦特許裁判所での無効訴訟の同期  
（侵害訴訟の第一審の審理期間が1年程度なのに対し、連邦特許裁判所での無効訴訟の審理期間が2年以上を要し、増加傾向にあるところ、特許権の有効性が不確実な状況下で侵害訴訟で差止命令が出されることの弊害への対応として、）特許法第83条(1)  
（特許無効の手續において連邦特許裁判所が、（当該特許権の有効性等の）その決定にとって特別に重要である局面等に関して、当事者に速やかに通知する旨の規定）に、当該通知が当該無効訴訟の被告への訴状送達から6月以内に侵害訴訟の裁判所にもなされるべきである旨等を追加。
2. 差止による救済規定の明確化  
（産業界から侵害訴訟において差止請求権が制限されることがほぼないとの声があがっていることを背景として、）特許法第139条(1)（特許権侵害に対する差止請求権の規定）に、侵害者に対する特許権者の利益と信義則の要件を考慮に入れつつ、特別な環境に照らして排他的権利が正当化されず、差止請求が不相応な場合には、差止による救済の権利が排除される旨を追加。
3. 特許協力条約（PCT）に基づく国際特許出願のドイツ国内段階移行期間の変更  
国際特許条約に関する法律の第III条第4項に規定されるPCT国際特許出願のドイツ国内段階への移行期間について、これまで出願日（優先日）から30月以内だったところ（欧州特許条約の規定に合わせ、）31月以内に変更。

これに対して、今回の草案では、上記1. 及び3. には変更がないものの、上記2. については、特許法第139条(1)に追加される部分につき、排他的権利が正当化されず、執行により侵害者又は第三者に不相応な不利益が生ずる個別事案の特別な環境下では差止請求

---

<sup>1</sup> うち1件はコメントの公表を不可とした者がいた旨のコメント。

権が排除される旨の修正が行われたほか、そのような場合に被侵害者は金銭的補償を要求してもよい旨、また、このことが同条（2）の損害賠償請求権には影響を及ぼさない旨の文言も追加するよう修正されている。また、最初の草案では、実用新案法については当該差止請求権に係る改正案が含まれていなかったところ、実用新案法第 24 条（1）の実用新案権侵害に対する差止請求権の規定にも特許法第 139 条（1）と同様の追加を行う旨が新たに加わっている。

今後、さらに関係部局等との調整を経て連邦政府としての法律案が固まれば、連邦議会に提出されることになる<sup>2</sup>。

ー ドイツ連邦司法・消費者保護省ウェブサイト上の公表については、以下参照 ー  
・今回の草案のページ

[Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts](#)（2020 年 9 月 1 日公表）  
（ドイツ語）

[草案（Referentenentwurf）（PDF）](#)（ドイツ語）  
・最初の草案と寄せられたコメントのページ

[Zweites Gesetz zur Vereinfachung und Modernisierung des Patentrechts](#)（2020 年 3 月 16 日更新）  
（ドイツ語）

[草案（Diskussionsentwurf）（PDF）](#)（ドイツ語）

（以上）

---

<sup>2</sup> ドイツ連邦議会の現在の選挙期（議会期に相当）は 2021 年 10 月頃までと見込まれている。